

東京電力福島第一原発からの放射能汚染水(ALPS 処理水)海洋放出を直ちに止めよ！

もうこれ以上、太平洋を放射能で汚染するな！

8月24日、日本政府と東京電力は、トリチウムのみならず、60種以上の放射性核種を含む汚染水を海水で希釈して太平洋に放出する作業を開始しました。そして、放射能汚染水の海洋放出を今後30年以上も続行すると言明しています。「関係者の理解なしにはALPS処理水のいかなる処分も行わず、陸上保管する」という「重い確約」(2015年、福島県及び全国漁連との文書確約、廃炉・汚染水対策福島県評議会での経産省担当者の発言、等)を、完全に破り、国内外の多くの人々の反対・懸念を押し切って、政府・東電が放射能汚染水の海洋放出(投棄)を開始したことに対して、私たちは強い憤りを持って抗議します。

政府・東電のこのような行為は、重大事故を起こし、地下水対策に失敗して大量の汚染水を溜めてしまった責任を全く認めないばかりか、反省もなく、漁業者をはじめ、全ての福島原発事故被害者に対するさらなる「故意の加害行為」です。そして、日本だけでなく、太平洋を共有する全ての人々の命と生活を蔑ろにする重大な人権侵害です。これら海洋放出によって影響を受ける全ての人々が「関係者」なのです。私たちは、決して「理解」も容認もできません！

これまでの私たち(「救援関西」を含む「政府交渉呼びかけ10団体」)¹と政府・東電との交渉の中では、①敷地内にタンク増設の余地はある ②廃炉作業のために必要な急ぎの敷地利用計画はない ③汚染水発生をゼロにすることができる段階に来ている、との私たちの指摘に対し、政府・東電は反証できませんでした。「海洋放出は待ったなしの課題」と政府・東電が国民に説明している理由は全く出鱈目であることは明らかです。政府・東電は、緊急性も必要性もない海洋放出を直ちに止め、海洋放出計画を撤回すべきです。そして、既に市民側から具体的に提案されている、陸上で厳重に管理し保管する、実現可能でより安全な代替法を検討すべきです。

政府・東電は、「関係者への理解を醸成する」としながら、一方的な説明を繰り返すのみで、人々からの質問・懸念に対して真摯な対応をしていません。「海洋放出してはならない」はずの1500ベクレル/Lを超えた地下水・サブドレン水が「ALPS処理水」に混入していることについて、東電の法令違反、規制庁の瑕疵を指摘して、その経緯と事実関係等について「政府交渉呼びかけ10団体」が尋ねた「公開質問」(7月23日)に対しても、未だ回答がありません。海洋放出の「決定ありき」で一方的に「説明」を押し付け、自分たちに不都合な質問に対しては無回答のまま、有無を言わさぬ手法で計画を進めていくやり方は、国内外のすべての関係者の強い不信と反発を招いています。

事故を起こしてメルトダウンしたデブリに触れた水を「処理」し、長期にわたって「計画的」に海洋放出するという核廃棄物の処分は世界でも前例がなく、将来にわたって生態系や人々の健康に影響がないという科学的保証は全くありません。ロンドン条約・議定書では、放射性廃棄物の海洋投棄は「種類、形状または性状によらず全面禁止」されています。放射性廃棄物の海洋投棄による生態系や人々の健康に対する「有害な影響はない」と科学的に証明できないことが、その理由です。今回の東電福島第一原発からの放射能汚染水の海洋放出(投棄)は明らかに国際法違反です。また、事故を起こした福島第一原発の敷地境界モニタリングポストでは、未だ年3～9ミリシーベルトの高い放射線量が計測されており、それに上積みして放射性物質を敷地外に放出することは、「原発敷地境界での実効線量(空間線量も含む)年1ミリシーベルト」を定めた国内法にも違反しています。

政府・東電は7月4日にIAEAから「包括報告書」が出されたことで、「国際的なお墨付き」を得

たかのように宣伝し、日本国民や世界の人々を欺いています。しかし IAEA は、「ALPS 処理水」海洋放出は、「日本政府の責任」であり「その政策を推奨したり支持したりするものではない」としているのです。海洋放出によって利益を受けることなく、さまざまな被害・影響を受ける可能性のある「太平洋を共有する全ての人々の利害」を考慮した「正当化」の評価はなされていません。また、陸上保管の継続と部分的固化埋設の組合せなど、他のより安全で安価な代替え案も含めた「最適化」の検証もなされていません。何よりも、将来にわたる海洋生態系や人々の健康への評価もなされていません。「薄めれば安全」という主張が、ロンドン条約・議定書で明確に否定されているにもかかわらず、「IAEA の国際基準」を満たしていれば人々の健康への影響も「無視できる」として切り捨てているのです。

政府・東電は、海洋放出による「風評被害」を強調し、被害を「風評被害」に限定し矮小化しようとしています。しかし、被害は「風評」だけではなく、漁業者をはじめ、全ての関係者の環境・健康・生活が被る「実害」です。そして、最大の「風評対策」は、緊急性も必要性もない放射能汚染水の海洋放出を止め、福島第一原発からもうこれ以上、放射能を環境に放出をしないよう具体的な手立てを講じることです。

福島県及び全国漁連は、海洋放出に対して「反対の姿勢は変わらない」と表明しています。福島県の漁業者は、「海は私たちの仕事場。命と生活の源。」「政府は福島の漁業を潰すのか！本格操業を目指して耐えて頑張ってきたのに、これでは後継者も含めて安心して漁業を続けられない。」「新鮮で美味しい沿岸の魚を消費者に提供したい。風評で売れなくなった魚を冷凍してどうするんだ！」「『影響は無視できる』とは、いったい何を考えているのか！」と強い怒りを持って訴えています。

太平洋諸島の人々は、放射能汚染水の海洋放出（投棄）は「海洋資源に大きく依存している太平洋諸島の人々の命と生活を脅かすもの」、「太平洋は歴史的に、核実験場として使われてきた。この上また太平洋を核廃棄物のゴミ捨て場にするべきではない。」と訴え海洋放出（投棄）に強く反対し、「それに代わるより適切な方策の検討」を求めています。²

チェルノブイリ事故被害を受けたベラルーシの私たちの友人からは、「放射能汚染水を海洋放出するなんて、なんと悲しいことでしょう、安全かどうかとても心配です！しかも30年も続ける予定だなんて！これは人間自身が自らに対して危害を加えるような行為です。私たちは、チェルノブイリ事故被害者だけでなく、フクシマ原発事故で被害を受けた日本の人々のことを心配しています。」とのメッセージが届いています。

私たちは、これら国内外で海洋放出に反対・懸念を表明している全ての人々と思いを同じくし、政府・東電に対して、放射能汚染水の海洋放出を直ちに止め、国内外の関係者に謝罪し、計画を断念するよう強く求めます！

2023 年 8 月 29 日

チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西

¹ 「10 団体呼びかけ政府交渉」については「救援関西」ホームページを参照。
<https://wakasa-net.sakura.ne.jp/che/>

² 2023 年 3 月「マーシャル諸島共和国国会、第 44 回通常国会、決議第 84 号」等、参照。